

◆ 利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書 ◆**1 対象サービス**

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型（以下「日中活動サービス等」という。）

2 特例措置の概要

日中活動サービス等については、原則として各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」をいう。）を限度として利用することとされていますが、日中活動サービス等の事業運営上の理由で、「原則の利用日数」を超える支援が必要となる場合は、県（金沢市）に届け出ることにより、事業者が特定する「3ヶ月以上1年以内の期間」において、利用日数の合計が「原則の利用日数」の総和の範囲内であればサービスを提供することができます。

3 対象事業所及び施設

日中活動サービス等を提供する事業所のうち、事業運営上の理由から、対象期間内のある月について、「原則の日数」を超える支援が必要となる事業所等です。

4 届出手続

「原則の日数」を超える支援が必要と判断した事業所等は、3カ月以上1年以内の期間（以下「対象期間」という。）を特定し、届出様式を対象期間の開始の前月末日までに、県（金沢市）へ届け出てください。また、対象期間を変更する必要が生じた場合には、変更届を提出してください。届出については、年1回までしかできません。年間計画をしっかりと立てて届け出てください。